

株 主 各 位

富山県射水市奈呉の江12番地の2  
黒 谷 株 式 会 社  
代表取締役社長 黒 谷 純 久

### 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県富山市堤町通り一丁目4番3号  
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール  
（開催場所は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第35期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第35期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kurotani.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kurotani.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、次頁に記載いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申しあげます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場をお見合わせいただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。また、株主様のご入場には体温計測も実施させていただきますことをあらかじめご了承ください。

本年から、株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただきます。

以上、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年9月1日から  
2020年8月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、前年度からの懸念要因であった米中貿易摩擦問題や英国の欧州連合離脱といった問題に目途がついたことから世界経済の底堅い成長が見込まれていました。しかしながら、第3四半期に入って新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大したことで大量失業、都市封鎖、物流遮断等により世界経済は急減速し、マイナス成長懸念から金融市場はじめ各市場とも大きく下落しました。一方で世界主要国は、経済危機回避のために金融政策や財政政策をはじめ、あらゆる経済復興政策を実施したことから先行き期待感が強まり、市場と実体経済との乖離はみられるものの、緩やかながら回復の動きとなりました。

このような状況から、当社グループの主力取扱商品価格に影響を及ぼす銅価格は、第2四半期中旬までは緩やかな上昇の動きとなったものの、新型コロナウイルスの影響による需要減への思惑から反落し、第3四半期にはロンドン金属取引所銅3カ月先物価格は4年2カ月ぶりの安値となる4,371ドルまで下落しました。しかしその後は政策期待や新型コロナウイルスによる鉱山閉鎖等から供給懸念が増大し、反転大幅上昇となり年度末には2年2カ月ぶりの高値となる6,709.5ドルをつけ、市況環境は大幅に好転しました。

このような中、当連結会計年度の販売数量は製錬会社の炉修工事や伸銅会社の生産品目の影響からスクラップを中心に減少し、また年度平均価格（銅建値ベース）も前年度比7.3%低く推移しました。一方で上述の市況環境の影響により在庫評価価の増加や良好な仕入環境から利鞘は拡大しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は427億52百万円（前連結会計年度比15.6%減）、営業利益6億46百万円（前連結会計年度は営業損失2億44百万円）、経常利益5億61百万円（前連結会計年度は経常損失2億89百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億78百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2億30百万円）となりました。

事業別では、非鉄金属事業売上高は424億44百万円（前年度比15.6%減）、美術工芸事業売上高は3億8百万円（同24.3%減）となりました。

また、品目別の内訳につきましては、インゴット売上高は143億39百万円（前年度比10.2%減）、スクラップ売上高は279億96百万円（同18.0%減）、その他売上高は4億17百万円（同22.5%減）となりました。

個別決算の業績につきましては、売上高は427億52百万円（前事業年度比15.6%減）、営業利益6億44百万円（前事業年度は営業損失2億63百万円）、経常利益5億64百万円（前事業年度は経常損失3億13百万円）、当期純利益は3億81百万円（前事業年度は当期純損失2億50百万円）となりました。

・事業別売上高

事業区分	第34期 (2019年8月期)		第35期 (2020年8月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
非鉄金属事業	50,262,055	99.2	42,444,014	99.3	△7,818,041	△15.6
美術工芸事業	408,096	0.8	308,766	0.7	△99,330	△24.3
合 計	50,670,151	100.0	42,752,780	100.0	△7,917,371	△15.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、3億84百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2017年8月期)	第 33 期 (2018年8月期)	第 34 期 (2019年8月期)	第 35 期 (当連結会計年度 (2020年8月期))
売 上 高 (千円)	52,868,768	56,791,367	50,670,151	42,752,780
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	1,678,853	676,355	△289,820	561,543
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	1,037,139	462,992	△230,616	378,302
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	72.34	32.29	△16.23	26.71
総 資 産 (千円)	17,305,660	18,067,207	17,832,346	16,735,915
純 資 産 (千円)	7,739,165	7,976,824	7,340,185	7,546,494
1株当たり純資産額 (円)	539.81	556.38	518.76	532.52

(注) 2018年3月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第32期(2017年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2017年8月期)	第 33 期 (2018年8月期)	第 34 期 (2019年8月期)	第 35 期 (当事業年度) (2020年8月期)
売 上 高 (千円)	52,632,111	56,791,367	50,670,151	42,752,780
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	1,651,866	672,204	△313,915	564,289
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	1,014,588	457,732	△250,743	381,122
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	70.77	31.93	△17.65	26.91
総 資 産 (千円)	17,082,026	17,808,508	17,357,262	16,518,299
純 資 産 (千円)	7,723,930	7,957,619	7,297,261	7,507,090
1株当たり純資産額 (円)	538.74	555.04	515.73	529.74

(注) 2018年3月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第32期(2017年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KUROTANI NORTH AMERICA INC.	US\$2,000,000.00	100%	非鉄金属の販売

### (4) 対処すべき課題

当社グループの業績は、米国、欧州、我が国などの先進国や中国をはじめとした新興国の経済動向に左右されます。また、世界的な銅の需給動向、銅相場や為替相場の影響も大きく受けます。

近年の各国経済動向は、懸案の米中貿易摩擦問題に一応の決着がついたことから底堅く推移していたものの、本年2月頃から拡大した新型コロナウイルス感染症により、生産・消費の喪失、大量失業、物流寸断等が生じ、一気に世界的経済危機へと発展いたしました。各国は、経済回復のため協調して金融・財政政策を中心に対応した結果、ようやく落ち着きを取り戻してきておりますが、このコロナ禍に対する抜本的な解決策は出ておらず、また、社会的距離の確保・移動制限などによる社会構造、産業構造の変化による我々を取り巻く外部環境は大きく変わってきており、先行き不透明感が強い状況となっております。

銅市況に関しましても、超金融緩和状態の継続から過剰流動性相場の様相を呈しており、実体経済と比較してもやや行き過ぎ感が出ており、今後、調整局面を迎える懸念が強まっています。スクラップ市場に関しましても、中国の環境規制強化による輸入規制やバーゼル法強化、経済・産業構造の変化によるスクラップの多様化など、需給動向、価格動向の見通しが難しくなっております。

しかしながら、中長期的にみた場合には、経済動向、市況環境に大きく影響を受けるものの、新興国を中心としたインフラ整備による資源需要や世界的な環境意識の高まりは趨勢的に増加していくものと思われることから、以下の課題を克服することによって当社グループの企業としての価値を高めて行きたいと考えております。

- ① 収益体制の強化
  - A. 仕入ルートの特様化による仕入れ力の拡大
  - B. コスト低減・価格競争力の強化による販売力の拡大
  - C. 市況変動リスクへの体制整備
  - D. ビジネスモデルの変革
- ② グローバル戦略
  - A. 海外市場へのアプローチ強化
  - B. 海外企業との業務提携・資本提携
  - C. グローバル化に向けた人材採用・育成
- ③ 経営体制の強化
  - A. コーポレート・ガバナンスの強化
  - B. 海外拠点との連携強化
  - C. 管理体制の整備及び強化
  - D. 安全管理体制の強化

(5) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

事業区分	事業内容
非鉄金属事業	(インゴット) 国内外から集荷した銅スクラップ及び銅合金スクラップを原材料として配合、溶解し、得意先各社のニーズ、用途に合わせた形状・重量の製品約50品種を生産しております。
	(スクラップ) 国内外の仕入先(スクラップ回収業者、メーカー等)から仕入れた約150品種の非鉄金属スクラップについて選別・プレス等を行い、国内外の販売先(電線メーカー、銅精錬メーカー等)に販売しているほか、自社インゴット製造のための溶解用材料として利用しております。
	(その他) 伸銅品等の商品を仕入・販売しております。
美術工芸事業	美術工芸品の製造販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年8月31日現在)

① 当 社

本 社 ・ 工 場	富山県射水市
支 店	東京都千代田区
事 業 所	新潟県新潟市東区

② 子会社

KUROTANI NORTH AMERICA INC.	本社 (アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市)
-----------------------------	--------------------------

(7) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
非鉄金属事業	79名	1名減
美術工芸事業	16名	—
全社 (共通)	28名	3名増
合計	123名	2名増

(注) 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	2名増	41.6歳	13.7年

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年8月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,781,000千円
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,076,738
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,310,000



## 2. 株式の状況 (2020年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 14,171,210株 (自己株式165,990株を除く)  
(3) 株主数 12,557名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 黒 谷 商 店	5,685,000株	40.12%
黒 谷 純 久	3,000,400	21.17
株 式 会 社 S M C	400,000	2.82
黒 谷 暁	201,000	1.42
黒 谷 昌 輝	200,000	1.41
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	188,500	1.33
黒谷株式会社従業員持株会	157,600	1.11
株 式 会 社 北 陸 銀 行	140,000	0.99
株 式 会 社 北 國 銀 行	140,000	0.99
黒 谷 春 美	120,000	0.85

(注) 1. 当社は、自己株式を165,990株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年8月31日現在)

氏 名	会社における地位及び担当	重要な兼職の状況
黒谷 純久	代表取締役社長	KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役 ㈱黒谷商店代表取締役 ㈱雄祥代表取締役
井上 亮一	代表取締役副社長 経営企画部・総務部管掌役員	
浦田 伊希子	取締役 芸術工芸部 役員	
舩田 敏彰	取締役 財務部 役員	
高藤 豊	取締役 非鉄製造部 役員 兼 設備管理部 管掌役員	
黒谷 暁	取締役 社長室長 兼 非鉄営業部・ 新潟事業部 管掌役員	
石黒 洋二	取締役	石黒洋二税理士事務所代表
石黒 達郎	取締役	
飴 義彦	常勤監査役	
早川 元雄	監査役	早川法律事務所代表
折橋 清弘	監査役	折橋清弘税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役石黒洋二氏及び石黒達郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川元雄氏及び折橋清弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早川元雄氏は弁護士、折橋清弘氏は税理士とそれぞれ資格を有しており、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役石黒洋二氏及び石黒達郎氏、監査役早川元雄氏及び折橋清弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する㈱雄祥は、同氏が100%出資する会社であります。
6. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するKUROTANI NORTH AMERICA INC. は、当社が100%出資する子会社であります。
7. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するTHAI KUROTANI CO., LTD. は、当社が49%出資する関連会社であります。

8. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する㈱黒谷商店は、㈱雄祥が過半を出資する会社であります。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

2019年11月27日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、取締役鍛冶清高氏及び取締役明翫光也氏は任期満了により退任いたしました。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2)	169,574千円 (7,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	14,250 (4,800)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	183,824 (12,000)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額のうち、譲渡制限付株式の付与に係る費用計上額は5,474千円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 上記取締役の報酬限度額とは別枠として、2018年11月27日開催の第33回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石黒洋二氏は、石黒洋二税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役早川元雄氏は、早川法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役折橋清弘氏は、折橋清弘税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 石 黒 洋 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 石 黒 達 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。企業経営経験者として高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 早 川 元 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席しました。主に弁護士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
監査役 折 橋 清 弘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,197千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」適用に関する助言業務のための対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
  - ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。
  - ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。
  - ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。
  - ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役からの独立性に関する事項も含め、真摯に検討します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役に適切な報告を行います。

⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、当社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査役からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
当社では、暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。さらに、万一に備えて、反社会的勢力に関する情報収集と、有事の対処能力向上を主目的として、公益財団法人暴力追放運動推進センター等に加入しております。また、取引基本契約等の取引先との契約においても、反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統括部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促しております。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社では、取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、  
イ) 社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の開催状況  
ロ) 取締役、監査役、会計監査人及び内部監査室との連携状況  
ハ) 子会社及び関連会社からの業務及び業績の報告状況  
などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。



## 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,719,777</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,143,398</b>
現金及び預金	2,090,271	支払手形及び買掛金	739,430
受取手形及び売掛金	4,413,758	電子記録債務	316,234
電子記録債権	822,771	短期借入金	4,292,880
商品及び製品	720,335	1年内返済予定の 長期借入金	1,175,012
仕掛品	112,545	未払金	364,397
原材料及び貯蔵品	3,949,709	未払法人税等	125,765
前渡金	788,068	賞与引当金	33,403
未収消費税等	739,145	その他	96,275
その他	83,171	<b>固定負債</b>	<b>2,046,022</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,016,137</b>	長期借入金	1,935,926
<b>有形固定資産</b>	<b>2,351,587</b>	退職給付に係る負債	110,096
建物及び構築物	382,307	<b>負債合計</b>	<b>9,189,421</b>
機械装置及び運搬具	361,312	<b>(純資産の部)</b>	
土地	1,521,121	<b>株主資本</b>	<b>7,453,728</b>
その他	86,845	資本金	1,000,000
<b>無形固定資産</b>	<b>12,264</b>	資本剰余金	685,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>652,285</b>	利益剰余金	5,846,661
投資有価証券	566,824	自己株式	△78,329
繰延税金資産	73,637	その他の包括利益累計額	92,765
その他	11,823	その他有価証券評価差額金	22,386
<b>資産合計</b>	<b>16,735,915</b>	為替換算調整勘定	70,378
		<b>純資産合計</b>	<b>7,546,494</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,735,915</b>

## 連結損益計算書

( 2019年9月1日から  
2020年8月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		42,752,780
売 上 原 価		40,831,344
売 上 総 利 益		1,921,436
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,274,611
営 業 利 益		646,824
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,850	
受 取 保 険 金	2,018	
そ の 他	6,578	19,447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65,480	
為 替 差 損	17,591	
デ リ バ テ ィ ブ 運 用 損	11,038	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	4,851	
そ の 他	5,766	104,728
経 常 利 益		561,543
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		561,543
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	106,105	
法 人 税 等 調 整 額	77,134	183,240
当 期 純 利 益		378,302
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		378,302

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,311,774</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,965,186</b>
現金及び預金	1,931,614	支払手形	56,566
受取手形	228,586	電子記録債務	316,234
電子記録債権	822,771	買掛金	505,520
売掛金	4,409,504	短期借入金	4,292,880
商品及び製品	720,335	1年内返済予定の長期借入金	1,175,012
仕掛品	112,545	未払金	364,455
原材料及び貯蔵品	2,954,138	未払費用	10,358
前渡金	1,313,395	未払法人税等	124,839
前払費用	21,338	預り金	9,183
未収消費税等	739,145	賞与引当金	33,403
その他	58,398	その他	76,733
<b>固定資産</b>	<b>3,206,525</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,046,022</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,351,587</b>	長期借入金	1,935,926
建築物	351,471	退職給付引当金	110,096
構築物	30,836	<b>負債合計</b>	<b>9,011,209</b>
機械及び装置	353,735	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	7,576	<b>株主資本</b>	<b>7,484,703</b>
工具、器具及び備品	74,132	資本金	1,000,000
土地	1,521,121	資本剰余金	685,396
建設仮勘定	12,713	資本準備金	293,024
<b>無形固定資産</b>	<b>12,264</b>	その他資本剰余金	392,372
ソフトウェア	10,476	<b>利益剰余金</b>	<b>5,877,636</b>
その他	1,787	利益準備金	9,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>842,672</b>	その他利益剰余金	5,868,636
投資有価証券	375,207	別途積立金	1,550,000
関係会社株式	382,874	繰越利益剰余金	4,318,636
出資金	101	<b>自己株式</b>	<b>△78,329</b>
長期前払費用	2,971	評価・換算差額等	22,386
繰延税金資産	72,768	その他有価証券評価差額金	22,386
その他	8,750	<b>純資産合計</b>	<b>7,507,090</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,518,299</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>16,518,299</b>

# 損 益 計 算 書

( 2019年9月1日から )  
( 2020年8月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	42,752,780
売 上 原 価	40,833,449
売 上 総 利 益	1,919,331
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,274,611
営 業 利 益	644,719
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	846
受 取 配 当 金	10,004
受 取 保 険 金	2,018
そ の 他	6,578
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	65,480
為 替 差 損	17,591
デ リ バ テ ィ ブ 運 用 損	11,038
そ の 他	5,766
経 常 利 益	564,289
税 引 前 当 期 純 利 益	564,289
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	105,681
法 人 税 等 調 整 額	77,485
当 期 純 利 益	381,122

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月7日

黒谷株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒谷株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒谷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに

は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項

に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年10月7日

黒谷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 下条修司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 加藤博久 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒谷株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、



不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が

認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月9日

黒 谷 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役 飴	義 彦 ㊟
社外監査役 早 川	元 雄 ㊟
社外監査役 折 橋	清 弘 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本方針としております。第35期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は106,284,075円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年11月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	くろ たに すみ ひさ 黒 谷 純 久 (1958年1月12日)	1984年 9月 黒谷(株) (現 黒雄祥) 取締役就任 1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 常務取締役就任 1997年 7月 当社代表取締役専務就任 2005年 8月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2012年 7月 KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役就任 (現任) 2014年 8月 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役就任 (現任) 2015年 2月 黒黒谷商店代表取締役就任 (現任) 2017年 4月 黒雄祥代表取締役就任 (現任)	3,000,400株
	【取締役候補者とした理由】 黒谷純久氏は、グローバルなネットワークに裏打ちされた豊富な営業力と経験を有し、現在も当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	いの うえ りょう いち 井 上 亮 一 (1953年7月4日)	2003年 9月 黒北陸銀行営業渉外部統括副部長 2004年 7月 当社入社 2005年 9月 当社社長室長 2007年11月 当社専務取締役管理本部長就任 2010年 3月 当社専務取締役経営企画部管掌役員就任 2012年 2月 当社代表取締役副社長経営企画部管掌役員就任 2016年11月 当社代表取締役副社長経営企画部・総務部管掌役員就任 (現任)	26,000株
	【取締役候補者とした理由】 井上亮一氏は、長年に亘る豊富な金融及び市場業務経験を有し、現在も副社長として代表取締役社長を補佐する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	黒谷 暁 (1988年11月8日)	2012年8月 当社入社 2014年12月 当社社長室長 2019年1月 当社非鉄営業部長兼社長室長 2019年11月 当社取締役社長室長兼非鉄営業部・新潟事業部管掌役員就任(現任)	201,000株
		【取締役候補者とした理由】 黒谷暁氏は、長い海外経験で培った語学力と国際感覚を生かし当社の海外事業に貢献し、現在も当社の非鉄営業部門の管掌として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	浦田 伊希子 (1960年8月19日)	1986年10月 当社監査役就任 1989年7月 当社監査役退任 1992年9月 黒谷(現 黒雄祥)入社 1996年11月 当社取締役就任 2004年5月 当社取締役退任 2011年9月 当社美術工芸部部长 2012年11月 当社取締役美術工芸部管掌役員兼美術工芸部長 2018年11月 当社取締役美術工芸部部长就任(現任)	27,000株
		【取締役候補者とした理由】 浦田伊希子氏は、美術工芸部門において豊富な実績・経験を有し、現在も美術工芸部長として新製品の開発等に重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	舛田 敏彰 (1969年8月4日)	1998年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2003年5月 公認会計士登録 2007年9月 当社入社社長室長補佐 2008年4月 当社内部監査室長 2018年11月 当社取締役内部監査室長 2019年11月 当社取締役財務部長就任(現任)	7,800株
		【取締役候補者とした理由】 舛田敏彰氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、現在も当社の財務部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
6 ※	榮森 貞治 (1964年12月8日)	1987年4月 新日本美術(現 当社)入社 2013年7月 当社非鉄営業部部长 2019年12月 当社非鉄営業部部长(現任)	200株
		【取締役候補者とした理由】 榮森貞治氏は、非鉄営業部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄営業部長として重要な役割を担っていることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
7	高藤 豊 (1966年9月13日)	1985年6月 黒谷(株) (現 黒雄祥) 入社 1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社 2014年9月 当社非鉄製造部部长 2018年11月 当社取締役非鉄製造部部长 2019年11月 当社取締役非鉄製造部部长兼設備管理部 管掌役員就任 (現任)	2,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 高藤豊氏は、非鉄製造部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄製造部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
8	石黒 洋二 (1941年5月7日)	1998年7月 金沢税務署長就任 1999年8月 石黒洋二税理士事務所代表 (現任) 2013年11月 当社社外監査役就任 2016年11月 当社社外取締役就任 (現任)	－株
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 石黒洋二氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
9	石黒 達郎 (1951年3月12日)	2011年6月 ㈱北陸銀行取締役専務執行役員就任 2012年6月 堤商事(株)取締役社長就任 2013年6月 北銀ソフトウェア(株)代表取締役社長就任 2018年11月 当社社外取締役就任 (現任)	－株
	<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 石黒達郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 石黒洋二氏及び石黒達郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は石黒洋二氏及び石黒達郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。石黒洋二氏及び石黒達郎氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 石黒洋二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、2013年11月から2016年11月までの3年間当社の社外監査役でありました。
5. 石黒達郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、石黒洋二氏及び石黒達郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。石黒洋二氏及び石黒達郎氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。



7. 浦田伊希子氏は当社代表取締役社長黒谷純久氏の実妹であります。
8. 黒谷暁氏は当社代表取締役社長黒谷純久氏の実子であります。
9. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

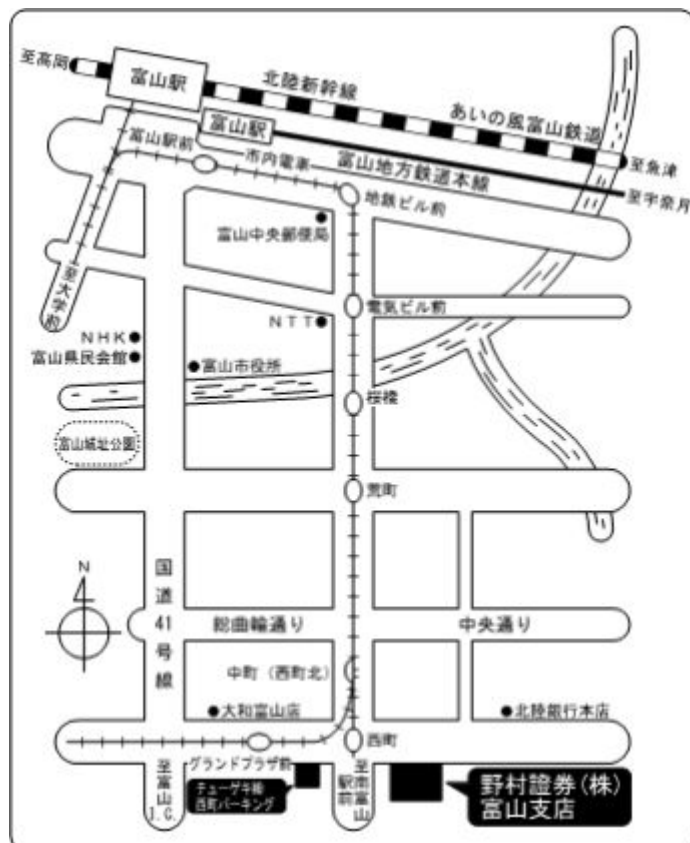
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市堤町通り一丁目4番3号  
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール  
TEL 076-421-9835



交通 「富山駅」より車で約10分

市電 「西町」電停より徒歩で約2分

車でお越しの方は「チューゲキ(株)西町パーキング」(徒歩約3分)をご利用ください。